



整理番号

4 — 1

調査結果通知書

第 4 号
令和4年12月27日豊島区長
高野 之夫 様

豊島区男女共同参画苦情処理委員

神谷
金城
澤田

令和4年5月19日付の申出の調査結果等について、豊島区男女共同参画推進条例施行規則第15条第2項の規定により、次のとおり通知します。

申出の趣旨

男性への事業の充実化
不公平感を覚えている男性への対応について
職員の意識・知識レベルの向上

調査の結果

1 調査対象

苦情処理委員(以下「当委員」という。)は、本件苦情処理申出について調査対象事項を関係規程に基づき審査した。豊島区議会への陳情と重複するものは取り扱わないこととし(豊島区男女共同参画推進条例第22条2項3号)、男性への事業の充実化、具体的には、男性相談窓口の設置及び男性対象事業の実施について調査を行った。

2 男性相談窓口の設置について

調査の結果、豊島区では32の相談事業を行っており、男性のみを対象とする男性専門相談は存在しないが、女性のみを対象とする女性専門相談は6つ存在した。女性専門相談の導入経緯は、男女共同参画社会の実現のため男女平等推進センターを設置した社会情勢や売春防止法上の法的要請によるものであり、現在でもその趣旨は失われていない。

豊島区全体の相談事業としては、相談者の性別を問わない相談事業は多岐に亘り、日常生活から健康、相続、事業運営等まで網羅されており、男性相談者のニーズを逃しているとはいえない。また、男性相談窓口としては、東京都の運営する男性のための悩み相談や精神保健福祉相談、夜間こころの電話相談等が存在し、当該相談窓口での相談が可能である。

性別を限定した専門相談は、主として相談員の性別を限定することを一つの特徴とするが、豊島区の相談事業において相談員の性別に対する苦情は確認されなかった。

また、他の23区の相談事業の状況についても併せて調査したが、男性専門相談事業が多数との実態はなく、各区の施策の裁量で運営していた。

したがって、現時点で、豊島区での男性専門相談事業の導入の必要性があるとまでは判断されない。

3 男性対象事業の実施

直近3事業年度の豊島区男女平等推進センター事業を調査したところ、女性のみを対象とした事業はなく、むしろ年度によって男性のみを対象とする事業を実施していること及び男性のみを対象とする事業が突出して参加率が高いわけではないことが確認された。

4 結論

以上より、当委員は、本件苦情処理申出について処理の必要のない旨判断する。